

平成24年5月23日

各 位

会社名 **ダイビル株式会社**  
代表者名 代表取締役社長執行役員 山本 竹彦  
(コード番号 8806 東証・大証第1部)  
問合せ先 人事・総務部長 下川 浩志  
(TEL. 06 - 6441 - 1932 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月27日開催予定の第140期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も広く人材を招聘することができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第24条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第32条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、変更案第24条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) その他、現行定款第14条（総会の招集者）、第22条（代表取締役等）について若干の変更を行うほか、上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別表のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年6月27日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成24年6月27日（水曜日）

以 上

(別 表)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変 更 案
<p>(総会の招集者)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、社長執行役員である代表取締役(以下「社長」という。)がこれを招集する。</p> <p>②社長が支障あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>第15条 } ~ } (条文省略) 第21条 }</p>	<p>(総会の招集者)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>第22条第2項に定める社長執行役員である代表取締役</u>(以下「社長」という。)がこれを招集する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第15条 } ~ } (現行どおり) 第21条 }</p>
<p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 取締役会はその決議により取締役の中から代表取締役若干名を定める。</p> <p>[新設]</p> <p>②必要に応じ、取締役会はその決議により取締役会長1名を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>②<u>取締役会はその決議により前項の代表取締役の中から社長執行役員1名を定める。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>[新設]</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第24条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第24条 } ~ } (条文省略) 第30条 }</p> <p>[新設]</p>	<p>第25条 } ~ } (現行どおり) 第31条 }</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第32条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第31条 } ~ } (条文省略) 第33条 }</p>	<p>第33条 } ~ } (現行どおり) 第35条 }</p>